



撃退しよう! 悪質商法

被害に遭わないための 5つの約束

手口を知れば、
もう大丈夫!

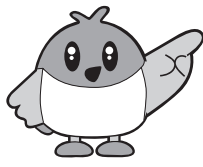


消費生活相談窓口
イメージキャラクター
「こまどりのPiPi」

心配なときは相談! 【相談時間】(祝日、年末年始を除く月~金・9:00~19:00)

☎ 089-925-3700 FAX. 089-946-5539

愛媛県消費生活センター 松山市山越町450番地 (愛媛県女性総合センター内)



悪質商法の手口

悪質業者は、「お金」「健康」「孤独」に関する不安をついてきます。



「お金」(年金・預金)に関する不安

利殖商法

【誘いの手口】

「値上がり確実」、「必ず儲かる」、「毎月配当がある」

【主な商品等】

(未公開)株、海外先物取引、投資など



健康に関する不安

健康商法

【誘いの手口】

話し相手になって親しくなったところで、「血液サラサラ」、「病気が治る」といって高額な商品の契約をさせる。

【主な商品等】

健康食品・ブレスレットなど

※健康食品は薬ではありませんので、効果効能や体験談にまどわされないで。



孤独の不安を衝いた次々販売

点検商法

【誘いの手口】

「無料点検」などと言って訪問し、親しくなった後、「布団にダニがいる」「床下の湿気がひどい」などと不安をあおり、高額な商品や工事の契約をせまり、一度契約すると、次々と不安をあおり、契約をせまる。

【主な商品等】

布団類、住宅リフォーム(屋根や床下工事)など

訪問販売・電話勧誘販売による契約は、契約後一定期間内であれば**(8日間)**契約解除(クーリング・オフ)できます。

不意打ち的に、必要ないものを購入させられたときなどに利用しましょう。

過量販売が禁止されました!

訪問販売で、通常必要とされる量を越える商品等を購入させられた場合は、契約後1年以内であれば、契約解除できます。

なお、詳しくは、最寄の消費生活相談窓口までご相談ください。